

も く じ

\*文化庁に注文する\*

文化政策について思うこと  
文化行政長期懇談委員 川喜田二郎…2

文化財建造物保存のこの二百年  
東京国立文化財研究所長 関野 克…4

国民生活の長期展望と文化の振興  
経済企画庁国民生活局 長浜 元…6

文化庁とわたし  
寺島アキ子…8

島 と 橋  
藤浦 洸…9

美術をどう鑑賞したらいいだろう  
国立国際美術館設立準備室長 本間正義…10

我が町、我が村の文化行政  
三重県の文化行政……………12  
福岡城の環境整備と美術館建設など……………13

各国の映画振興策  
社団法人・映画文化協会 森本 暢…14

「オペラ研修所」の発足とその事業  
オペラ研修所事務局長 河内正三…16

地方ニュース……………17

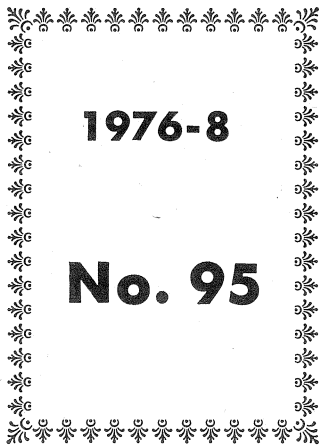
文化庁ニュース……………18

しおさい……………22

文化財保護法教室(4)  
文化財の指定と選定(2)……………23

新刊紹介……………24

広告……………25



表紙：大官大寺出土 隅木の飾金具  
(奈良国立文化財研究所発掘調査)

題字デザイン：桑 山 弥 三 郎

# 「オペラ研修所」の発足とその事業

河内正三

(オペラ研修所事務局長)

全オペラ界の要請に応え、その協力のもとに今年度より国からの助成を受けて「オペラ研修所」が東京・代々木の二期会内に設置されることになりました。所長には作曲家の團伊玖磨氏を迎え、去る四月二十七日には、安鳴彌文化庁長官はじめ来賓多数の臨席のもとに、第一期研修生の入所式が行われました(写真)。



顧みて我が国のオペラは、わずか数十年の歴史のなかで、先人のたゆまざる努力によって着実に国民の間に普及しつつありますが、最近国においてもオペラ関係者が多年にわたって要望してきた「第二国立劇場」の設立およびそれに付帯するオペラ歌手・スタッフ等の養成が真剣に検討されており、

「劇場」設立に先立ち、養成事業の早期開始を望む声が高まってきました。当研修所はこれら大方の要望をうけ、文化庁の助成を得て創設されたものであり、まことに画期的意義を有する試

みとして各方面より多大の注目を浴びております。

当研修所はとりあえず、最初の事業としてオペラ歌手養成を行うこととして、オペラ又は声楽の基礎的能力を有する者に対して二年間オペラに関する専門的、実地的教育を組織的、系統的に行うため、オペラ歌手研修生(第一

期生)を募集しました。募集人員は約十名、応募資格は大学院修士課程(声楽専攻)修了程度の実力を有し、原則として三十歳以下の者としたが、三月十九日の申込〆切までに四十九名の応募者を得て、三月二十三日より二十九日までの間に三次にわたる試験を行った結果、ソプラノ二名、メゾ・ソプラノ一名、テノール二名、バリトン三名、バス三名以上計十一名が合格者と決定しました。合格者のそれぞれがすべて高水準の素質を有する人々であることは、全試験委員の一致した見解であり、将来研修所を巣立った後の活躍が大いに期待される新人たちであることに、関係者一同心から喜び合った次第であります。

授業は毎週火、木、土曜日の午前十時三〇分より午後四時三〇分まで、オペラ演技表現法(演技実習)、総合演習(コレペティイオン、アンサンブル、演技表現)、身体表現術基礎(身体、言語)、実習(試演会、公演参加)などの研修課程を履修させるため、朝比奈隆、山田一雄、森正、若杉弘、飯守泰次郎、ニコラ・ルツィ氏らの指揮者、千田是也、栗山昌良、観世栄夫、鈴木敬介、佐藤信氏らの演出家、清水脩、團伊玖磨氏らの作曲家、中山悌一、畑中良輔氏らの声楽家、西田堯、花柳

芳次郎氏らの舞踊家等々、我が国芸術界の第一線で活躍する豪華多彩な講師陣を当てていることにも、この研修所の特色がうかがわれるでありましょう。さらにまた僅か十一名の研修生に対してその数倍にあたる講師によるマン・ツーマン方式による密度の高い授業は、学校教育では見られぬ独自性を持つものであります。歌唱、演技能力の開発はもとよりのことながら、深い教養と高い識見の涵養につとめ、単なる歌い手の域を越えた真の芸術家を創り出すことが研修所の目的であるからには、一見贅沢とさえ思えるこのような研修事業もまた必要不可欠の布石として認められることを信じて疑いません。

ただいささかの懸念は、これら研修生が将来においてその研修成果を十分に発揮し得る舞台としての第二国立劇場の建設計画の進展状況であります。他方この研修事業の成果が、あるいは「二国」早期実現の導火線となり得るやとの期待に、われわれ研修所関係者は創草期の労苦にもめげず、研修所の健全な運営とその発展のために努力する決意を固めております。

住所

〒151 渋谷区代々木一丁目五八番三号

電話

(〇三)一三七〇一六四四一

お 願 い

文化庁広報誌「文化庁月報」を毎月御愛読いただき厚く御礼申し上げます。

本誌は、文化庁施設の正確な広報を目的として発行してまいりましたが、一般読者からの購読の御要望が多くなつてまいりましたので、これらに応えるべく市販をいたすことになりました。

そこで、今回定価一部一五〇円とし、株式会社ぎょうせいから毎月二十五日に発行することになりました。年間購読をご希望の方は、一、八〇〇円（〒共）を添えてお申し込み下さい（申し込みは本誌そう入の振替用紙にて「ぎょうせい」あてお願いいたします）。

なお、内容については、よりいっそうの充実を図り、読み易く、かつ参考となるようにしていきたいと思っておりますので、なにとぞ引き続き本誌を御愛読賜るようお願い申し上げます。

昭和五十一年四月

文化庁  
株式会社 ぎょうせい

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業課  
TEL(〇三)二六八—二二四(代表)

「文化庁月報」八月号

(通巻第九十五号)

昭和51年8月25日印刷・発行

編集 文化庁

住所 〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
営業所 〒162 東京都新宿区西五軒町52番地

電話 (〇三) 二六八—二二四(代表)  
振替口座 東京 九一一六一番

印刷所 (株) 行政学会印刷所

定価・一五〇円(送料二九円)

年間購読料 一、八〇〇円